



センター NEWS

Wakayama
International
Exchange
Center
News

2024年3月発行



折り紙アーティスト オリガミホさんの作品（P4に関連記事掲載）

目次

- P 2 グローバルセミナー事業から/国際協力の日いん WAKAYAMA だよ～ からの報告
- P 3 グローバルセミナー事業から/「ブラジル・パラグアイからふるさと和歌山にルーツを訪ねて」
- P 4 和歌山県国際交流センターボランティア研修会
- P 5 和歌山県国際交流センターから
- P 6 和歌山県内の国際交流活動/和歌山県庁からのメッセージ
- P 7 応援団通信
- P 8 JICA和歌山デスクです
- P 9～12 !Hi Hai Xin Ch ào こんにちは！～税金について～
(これらのページはやさしい日本語、英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語で表記しています。)

和歌山県国際交流センター

〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 8F 開館時間：水曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く
毎日 10:00～18:30

Wakayama International Exchange Center

Business hours: 10:00 a.m.-6:30 p.m. Closed: Wednesdays, national holidays, December 29 to January 3
Address : 8th floor, Wakayama Big Ai Bldg., 2-1-2 Tebira, Wakayama City 640-8319

いん WAKAYAMA だよ～からの報告

令和5年12月16日に和歌山県国際交流センター及び県民交流プラザ和歌山ビッグ愛801, 802号室において「国際協力の日フェスタ」を開催し、約130名の参加者がありました。

タイ国政府観光庁、JICA 関西、和歌山青年海外協力協会、特定非営利活動法人 Happiness Kids Labo (旧 AMAYAKA (W))、わっと！和歌山 ASEAN 情報局、在日本大韓国民団和歌山県地方本部、和歌山県中南米交流協会、Wakayama ASEAN Project (WAP)、一般社団法人 Bokk Jambaar (ボック ジャンバル)、わかやま JICA ボランティア応援団 出展団体は10団体。和歌山県内で国際協力にゆかりのある国際協力団体や個人または、駐日外国公館や外務省関連団体が一堂に集まり開催しました。

雨が降る中、参加者の方々の出足が悪く、どうなることかと思いましたが、午後から子ども連れの家族が多く参加していただき、会場は賑やかになりました。

参加者の方々は各ブースを訪れ、タイ語やハングル文字で自分の名前を書いたり、各団体が販売する小物の購入など、ブース運営の団体の方々と交流しながら回られていました。

セミナーでは国際協力に関心のある方が参加していただき、アフリカやASEANの国のお話や、国際協力ボランティアからみえた活動先の国について、和歌山から多く輩出したブラジル移民の現在の活動のお話など、日頃聞けないことが聞けたので大変学習する機会を得たとの感想もありました。来年度も開催してほしいとの声を多く聞くことができました。



●ちょっと覗いてみよう！ブース運営
特定非営利活動法人 Happiness Kids Labo



●体験しよう ワークショップ
JICA 関西 飲みくらべてみよう「世界のコーヒー」



●話を聞いてみよう！セミナー
タイ国政府観光庁 「タイの観光地を再確認しよう！」

「ブラジル・パラグアイからふるさと和歌山にルーツを訪ねて」



ブラジル和歌山県人会



ファブリシオ ヒトシ マツナガ (松永 等) 22歳 (日系4世)



パラグアイ和歌山県人会



おおいし なみ 大石 奈美 20歳 (日系3世)

5年ぶりに海外移住者支援事業の県人会次世代の受入が再開され、ブラジル和歌山県人会とパラグアイ和歌山県人会から2人の若者がやって来ました！

ブラジルの松永等さんとパラグアイの大石奈美さん、2人の家族は共に和歌山にルーツがあります。祖先の出身地訪問や日本文化を学ぶためのプログラムなどに参加し、和歌山県にホームステイなどして3週間滞在しました。

1月27日(土)、和歌山県国際交流センターの交流ラウンジで、2人をゲストスピーカーとして迎え、グローバルセミナー「ブラジル・パラグアイからふるさと和歌山にルーツを訪ねて」を実施しました。

和歌山県国際交流センターの日本文化ボランティアの方に着物の着付けをしていただき、2人とも憧れの着物姿で、それぞれの住むブラジルとパラグアイの文化紹介や家族のこと、大学生活、自分たちのルーツについて、写真や映像を通して紹介してくださいました。

ブラジルとパラグアイに関するクイズを出したり、参加者からの質問に答えたりして、県民の皆さんとの交流を楽しみました。

最後に2人がブラジルとパラグアイから持ってきたお菓子と記念品を、参加者の一人一人に渡しました。珍しいお土産をいただいて、皆さんはとても喜んでいました。

松永等くん、大石奈美さん、そしてご参加の皆さん、本当にありがとうございました！



令和5年度・第2回インターナショナルカフェ 「おりがみで交流しましょ！」



令和6年2月25日（日）に折り紙アーティスト オリガミホさんをゲストに迎え、外国人4名を含む25名の方にご参加いただき「おりがみで交流しましょ！」を開催しました。

オリガミホさんのご指導により、参加者全員で可愛いおひな様とお内裏様を折りました。

外国人の方も、初めて折り紙を折るにも関わらず上手に折っていました。

また、きものコーディネーター 西島レイ子さんにひな祭りのお話をさせていただき、ひな祭りの知識を深めました。

交流会では、オリガミホさんの和歌山にまつわる作品を鑑賞し、「作品の人物は誰でしょう？」というクイズも出させていただき、参加者の皆さんで持ってきていただいたお菓子を囲み交流をしました。

なお、オリガミホさんから和歌山県国際交流センターへ「アジアの伝統衣装・折り紙人形」を寄贈していただきました。和歌山県国際交流センター交流ラウンジに飾っていますので、センターにお越しの際は、ぜひご覧ください。



和歌山県国際交流センターボランティア 活動しています！ ～令和5年度を振り返って～

令和5年度は、4年ぶりの海外和歌山県人会親善学生の来和、第31回日・韓・中ジュニア交流競技会の開催など、海外から外国の方が来日する機会も増えました。

今後、ますます外国人の来日が予想されており、センターボランティアの皆様のご活躍の場は増えると予想されます。

この1年、センターボランティアに登録していただいた方も増え、県民の皆さまの国際交流活動の関心の高さに感謝申し上げます。引き続き、センター登録ボランティアの活動にご理解・ご協力をお願いいたします。

令和5年度 和歌山県国際交流センター ボランティア説明会・研修会

2024年3月16日（土）13:30～15:00

【会場】 和歌山県国際交流センター サークル室、オンライン、Zoomによる参加も可能
「ボランティア活動の価値と必要性」～あらためてボランティアとは何かを考える～

講師： わかやまNPOセンター 理事長・和歌山県NPOサポートセンター センター長 志場 久起 氏

【申込方法】

右記QRコードから、もしくは、お名前・連絡先・参加方法を明記しメール
(iguchi@wixas.or.jp)にてお申込みください。



↑お申込みQRコード

★和歌山県国際交流センターボランティア随時募集！

和歌山県国際交流センターでは、私たちと一緒に活動してくれるボランティアを随時募集しています。

ご関心のある方は、和歌山県国際交流センターまでお問い合わせください。

◇和歌山県国際交流センター [https:// wak-kokusai.jp](https://wak-kokusai.jp)

●ボランティアとしての応募条件について

- ①18歳以上で自発的に責任をもって行動できる方
 - ②活動中に知りえた秘密・情報を守れる方
 - ③和歌山県内に在住、または通勤・通学している方
 - ④登録期間中、センターとEメール等で円滑に連絡が取れる方
 - ⑤センターが実施する説明会及び研修会に参加できる方
 - ⑥他のボランティアの方と協力して活動ができる方
- センターと協働し、ボランティア活動をしていただける方

●ボランティアの種類

- ①翻訳・通訳
- ②ホームステイ
- ③文化紹介
- ④日本語
- ⑤情報収集提供

★ちょこっと！新着図書情報



ウクライナから来た少女 スラータ、16歳の日記

著者 スラータ・イヴァシコ
発行 株式会社世界文化社



給食のおばさん ブータンへ行く！

著者 平澤 さえこ
発行所 株式会社飛鳥新社



アニオー姫 ～海を越えたプリンセス～

原案 新作オペラ「アニオー姫」東村アキコ
発行 Kim Dong 出版社

■ 和歌山をルーツにもつ若者たちの映像と写真展 ■

1885年、海を渡った和歌山県人たちはハワイへと向かいました。その後、多くの県民がアメリカ、カナダ、オーストラリア、ブラジルなどへ夢を抱いて海を渡りました。100年以上の時を経て、海外で暮らす県民たちは今も和歌山を大切な故郷として思っています。そんな海外に暮らす和歌山県にルーツをもつ人たちの日ごろの県人会活動、そして日系人の若者からみた自国の写真などを通して彼らの生きる力を知っていただき、次世代に移住を繋ぐ写真展を開催します。

期間：令和6年3月17日（日）～28日（木）午後3時まで

場所：和歌山県国際交流センター 交流ラウンジ



和歌山県国際交流センターの情報ボードがリニューアルしました！

和歌山県国際交流センターでは、「和歌山県国際交流センター 情報ボード利用」に基づいて県内在住外国人の方を含む県民の方々が国際交流や国際協力に関する個人の情報が自由に交換できるように「情報ボード」を設置しています。

国際交流センターに備えてあるメッセージ用紙に必要事項を記入のうえ、窓口に提出してください。内容を確認させていただき、受付印を押印させていただいた情報は掲載できます。掲示期間は原則として1カ月です。

電話・FAX・メールでの受付はできません。

詳細については和歌山県国際交流センターまで。

和歌山県内の国際交流活動

～ みなべ国際交流クラブ ～

「UME-1 フェスタ in 梅の里みなべ 2024」ブース出展



写真 ベトナム人実習生の協力でベトナムコーヒーを販売しました。

みなべ町民と外国出身者で海外との交流の機会を通して相互理解を深め、地域活性化と国際友好親善の促進に役立つ活動を行うため、昨年（2023年）10月22日有志で「みなべ国際交流クラブ」を立ち上げました。現在会員数は16名、年齢が様々で、梅加工業者、農業者、自営業者、公務員、元教師などが集まった世代間異業種交流の場ともなっています。

初年度の活動としてベトナム料理試食会・試作会や町のイベント「UME-1 フェスタ in 梅の里みなべ 2024」内でブース出展を行いました。ブース出展では、「みなべ国際交流クラブ」と「技能実習生制度」の紹介、町内在住技能実習生の出身国であるベトナム、タイ、スリランカの紹介を行いました。

ベトナム紹介は、ベトナムコーヒー販売、民族服展示、タイ紹介はポスター掲示と観光パンフレット配布、スリランカ紹介はスリランカ紅茶販売、ポスター掲示と観光パンフレット配布を行いました。

ベトナムコーヒーの提供にはベトナム人実習生5名の参加協力を得て、彼女たちは民族衣装であるアオザイを着るなどして積極的に関わってくれました。初めてベトナムコーヒーを堪能する来場者、立ち寄ってくれたタイ人実習生や他のベトナム人実習生らと交流することができました。

今後は、国際交流に関連した講演会、在住外国出身者の国の料理を紹介する料理教室などを行い、将来は青年の海外派遣、世界農業遺産地域との交流などを視野に入れています。 みなべ国際交流クラブ問合せ先：minabe.kkc@gmail.com

和歌山県庁からのメッセージ

中国山東省から叢（そう）さんがやって来ました！

山東省政府外事弁公室職員の叢蕭（そう・しょう）さんが令和6年1月から3月まで国際課で日本の行政システムを学びながら、和歌山県と中国との交流に関する業務を行っています。

山東省とは1984年4月に友好提携を結んで以来、人材交流として和歌山県から11名の若手職員を山東省に派遣し、山東省からも4名の職員を和歌山県庁に受け入れています。

2024年には山東省と友好提携を結んでから40周年を迎えるため、記念訪問団や青少年代表団の相互派遣など各種記念行事を実施していく予定です。

叢さんからのメッセージ

「私が初めて和歌山に来たのは2000年のことでした。和歌山の景色は美しく、県民の皆さんはとても親切で、とても感動しました。今回も和歌山の魅力をいっぱい体験しています。これからも山東省と和歌山県の友好交流に貢献していきたいと思います。」



徐福上陸の地（新宮市阿須賀）にて



和歌山県日中友好協会主催の春節餃子会に参加



応援団通信



● JICA 海外協力隊が和歌山県を表敬訪問

<https://www.wakajicavo.com/>

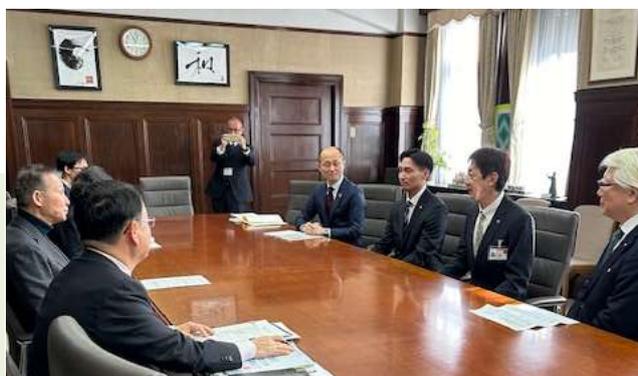


1月16日（火）に2023年度第3次隊の隊員が和歌山県知事に出発の挨拶のため、和歌山県庁を訪問しました。

挨拶に行ったのはブラジルに日系社会青年海外協力隊で派遣される尾寄凛太郎さん。尾寄さんの職種は「野球」です。そしてパプアニューギニアに海外協力隊で派遣される森敏幸さん。森さんの職種は「コミュニティ開発」です。

同席されたのはわかやま JICA ボランティア 応援団の樫畑会長、JICA 関西の木村所長です。

二人とも JICA 海外協力隊に行くきっかけや訓練での様子などを話し、知事から健康で行かれるようにと激励を受けていました。



ちよつこ情報

森さんが派遣されるパプアニューギニア、略して PNG。1979 年から青年海外協力隊派遣がされました。この1月に国際協力推進員として和歌山県を担当している井原推進員も PNG に派遣されていました。今後は PNG の情報を提供していくのでみなさんよろご期待！

● 帰ってきました！

太田和希さんがザンビアから帰国！

私はザンビアの首都ルサカにある中学校で理数科目の指導をしました。私の学校では、一般的なアフリカの教育の課題も多くあり、90 人以上の学級もありましたし、教科書や実験器具などの学習資源も非常に乏しかったです。

そんな中で私が感銘を受けたのは、プロ意識を持って教鞭をとる同僚教員や、熱心に勉強する生徒の姿です。同僚と話していると、「生徒が多くざわつきやすいため、ノートをとる時間と話を聞く時間を分けて、すべきことを明確にしている」「英語の読み書きができない生徒のために、新出単語の綴りは全員で何回も読ませる」（ザンビアの中学校の授業は全て英語で実施される）などの工夫を知ることができ、やはり彼らは自分の環境をよく理解しているなと思いました。また、80 分の授業をずっと集中して受けている生徒や、毎回ノートを覚えるほど復習する生徒に驚いたこともあります。

ザンビアに行く前の私は、「課題」にしか目が向いておらず、その環境で力を尽くしている人を想像していませんでした。私が二年間活動して、様々な感情を抱きながら向き合ったからこそ得られた視点があると思います。離れた場所からの想像には限界があるため、これからもいろんな場所に足を運んでいきたいです。





Hello, JICA 和歌山デスクです

～国際協力機構（JICA）国際協力推進員からのお知らせ～

JICA 海外協力隊 派遣状況

◆現在、各国での隊員の任地の状況などを踏まえ、国別・案件別に渡航再開の是非を検討しています。

◆日本全国から
73 カ国へ1, 378名の方を派遣中です。
(1月末現在)

◆和歌山県からは
12名の方が活動中です。
(2月末現在)

つくってみた！ 世界のどローカルごはん を人気動画クリエイター が再現

現在、10カ国のレシピが
人気動画クリエイターによ
って再現されております！



ぜひ実際におうちでも作
ってみてくださいね♪

◆国際協力推進員が交代しました！

こんにちは！和歌山県のワントクの皆様

*ワントク "Wantoks" (パプアニューギニアの言葉で友人、仲間の意味)

2024年1月より国際協力推進員として和歌山県を担当している、井原淳です。

私は、2019年にJICA海外協力隊として、オセアニアのパプアニューギニアに派遣され、ケレバットという町にある国立高校で活動しておりました。

パプアニューギニアは、太平洋南部に浮かぶニューギニア島の東半分とビスマーク諸島など大小1万以上の島々から成る国です。英語などが公用語ですが、800以上の民族言語があり、活気のある特色のある独自の文化を生み出しています。

活動は主に、国立高校のICTの授業、パソコン教室の維持・管理、コンピューターなどICT機器の修理などを行っていました。パプアニューギニアでの活動では、日本とは異なる言語や文化の多様性に触れ、その楽しさと難しさの両方を経験しました。

このような経験を活かして、JICA和歌山デスクとして和歌山の皆様と世界をつなげる取り組みのサポートをさせていただきます。

JICA和歌山デスク（国際協力推進員）は、和歌山市の県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛にある（公財）和歌山県国際協会内に配置され、和歌山県の皆様とJICA、そして世界をつなぐ窓口を担っています。

主な活動

- ・広報：海外協力隊の募集や各種イベントでのJICA事業についての紹介 など
- ・開発教育：開発教育を推進するための出前講座 など
- ・JICA事業等を活用した国際協力の窓口：
自社が持つ技術で国際貢献をしたい企業の相談受付 など



ICT クラス



隣町ラバワルの景色

お問合せ先 担当：井原 淳 (IHARA ATSUSHI)

✉ jicadpd-desk-wakayamaken@jica.go.jp

ホームページ：https://www.jica.go.jp/kansai/index.html

FaceBook：https://www.facebook.com/jica.wakayamadesk/

! Hi Hai Xin Chào こんにちは!



和歌山県に住む外国人の方へ

★税金について

日本で働いている人、住んでいる人、買い物をした人などは国や県・市などに税金をはらいます。税金でわからない時は和歌山税務署や住んでいるまちの役所（市役所、役場）に相談してください。

★所得税について

はらい方① 毎月、会社などがはらいます。（源泉徴収されている場合）

所得税をいくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年にもらった給料などで決まります。

はらい方は、会社が毎月のお給料から所得税をひいて、その金額を税務署にはらいます。

このはらい方を「源泉徴収」といいます。

12月に1月から11月にはらった税金が多かったり少なかったりしていないか計算します。

これを年末調整といいます。

この年末調整した時に会社から「給与所得の源泉徴収票」をもらいます。

はらい方② 自分で計算して所得税をはらいます。（確定申告する場合）

2つ以上の会社などで働いていたりして年末調整していない人、給料のほかに20万以上もらった人は自分で税務署に書類をだします。このはらい方を「確定申告」といいます。

確定申告は働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間に和歌山税務署に書類をだします。

そしてコンビニや銀行、インターネット、郵便局から支払いをします。

●年末調整・確定申告するときに会社や税務署に提出すると税金の控除が受けられます。

- ・家族の中に給料が少ない妻や夫、16歳以上の子ども、年をとった父や母などがある人
- ・自分や家族の健康保険、国民年金、厚生年金などのお金をはらった人
- ・いろいろな保険（生命保険、介護医療保険など）のお金をはらった人
- ・自分や家族の病気やけが、出産で12月31日までの1年に10万円以上はらった人

また、日本と「租税条約」という約束をしている国の人も税金が少なくなることがあります。

会社などに相談してください。

参考：出入国在留管理庁 外国人生活支援ポータルサイト（やさしい日本語にほんご）

外国人向け確定申告書等作成コーナー入カマニュアル（簡易版）（英語、中国語（簡・繁）、ベトナム語、ポルトガル語）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/foreigner/index.htm>



致居住在和歌山的外国朋友们

★关于税金

在日本工作、生活或购物的人等都会向国家和都道府县等缴纳税金。

如果您对税金不了解，请向和歌山税务局或您居住地的政府机关（市役所，町役所等）咨询。

★关于所得税

缴纳方法①按月，在公司等支付。（有源泉扣缴的情况）

所得税由1月1日至12月31日所领取的薪水数额等决定。

付税的方式是公司从你每个月的工资中扣除所得税，并交到税务局。这种支付方式被称为「源泉徴収」（源泉扣缴）。在12月，计算从1月到11月所交的税金额是否正确。

这称为年终调整。

年末调整后，公司会给您「工资所得源泉徴収票」。

缴纳方法②自己计算并支付所得税。（所得税申报の場合）

在两家以上的公司等工作，且未进行年终调整，或除工资外还有 20 万以上收入的人，自行将资料提交给税务局。这种方式称为“所得税申报（確定申告）”。

所得税申报，需在工作那一年的第二年的 2 月 16 日至 3 月 15 日期间，将有关资料提交给和歌山税署。然后，在便利店、银行或邮局支付税金。

●在公司或税务局实行年末调整，所得税申报的话，以下的情况可以得到免税。

- 家庭中有工资低的妻子或丈夫，16 岁以上的孩子，年迈的父母等
- 为自己和家人支付健康保险、国民年金、厚生年金等的人
- 购买了各种保险（人寿保险、护理医疗保险等）的人
- 由于自己或家人的疾病或受伤，分娩，至 12 月 31 日的一年里支付了 10 万日元以上的人

另外，与日本签订“税收条约”的国家的人，需要纳税的金额也可以减少。

具体请向所属公司咨询。

参考：出入国在留管理厅 外国人生活支援门户网站（简单日语）

外国人確定申告（所得税申报）制作法指南（简易版）（英语、中文（简体/繁体）、越南语、葡萄牙语）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/foreigner/index.htm>

For foreign residents in Wakayama Prefecture

★About taxes

People who work, live, and shop in Japan pay taxes to the national, prefectural, and city governments. If you have any questions about taxes, please consult with the Wakayama Tax Office or your municipal office (city hall or town hall).

★About income taxes

Method of payment① Monthly payment is made by the company, etc. (If taxes are withheld at the source)

How much income tax you pay is determined by the salary you received during the year from January 1 to December 31 and other factors.

The way to pay is for the company to deduct income tax from your monthly salary and pay that amount to the tax office. This method of payment is called “withholding tax”. In December, the company calculates whether the taxes paid from January to November were more or less than the amount paid. This is called year-end adjustment.

When the year-end adjustment is made, the company will provide you with a “Withholding Slip for Salary Income”

**Method of payment② You can calculate and pay income tax by yourself.
(If you are filing an income tax return)**

Those who work for two or more companies, etc., and have not had year-end adjustments made or those who received more than 200,000 yen in addition to their salary, submit the documents to the tax office themselves.

This method of payment is called “kakutei shinkoku” “income tax return”.

Final income tax is filed at the Wakayama Tax Office from February 16 to March 15 of the year following the year you worked.

Payment is then made at a convenience store, bank, internet or post office.

●You can receive the deduction by submitting documents to the company when your company performs year-end adjustments or when you file an individual income at the Tax Office.

• A person whose family includes a wife or husband with a low salary, a child over the age 16, or an elderly father or mother.

- People who paid for their own or their family’s health insurance, national pension, employee’s pension, etc.
- People who paid for various types of insurance (life insurance, long-term care medical insurance, etc.)
- Those who paid more than 100,000 in a year until December 31 due to illness, injury, or childbirth of themselves or a family member.

In addition, people from countries that have a “tax treaty” agreement with Japan may also pay less tax.

Please consult with your company, etc.

Para sa mga residente ng Preperaktura ng Wakayama

Para sa mga dayuhan na residente ng Preperaktura ng Wakayama

★Tungkol sa buwis

Ang mga taong nagtatrabaho, mga nakatira, at mga namili sa Japan, ay magbabayad ng buwis sa bansa, preperaktura at lungsod.

Kung mayroom kang katanungan tungkol sa buwis, mangyaring kumunsulta sa Wakayama Tax Office o opisina ng gobyerno (city hall or town hall) kung saan ka nakatira.

★Tungkol sa buwis sa kita

Paraan ng pagbayad^① Babayaran ng kumpanya bawat buwan. (Kung ang buwis ay inawas na sa iyong kita) Kung magkano ang buwis sa kita na kailangan mong bayaran ay naaayon sa sahod na iyong natanggap sa buong taon mula Enero 1 hanggang Disyembre 31.

Para sa paraan ng pagbayad, ibabawas ng kumpanya ang buwis sa kita mula sa iyong buwanang suweldo at ibabayad ang halaga sa tanggapan ng buwis.

Ang paraan ng pagbabayad na ito ay tinatawag na "gensen-choshu" (withholding).

Sa Disyembre, kakalkulahin kung ang buwis na nabayaran mo mula Enero hanggang Nobyembre ay sobra o kulang.

Ito ay tinatawag na year-end adjustment.

Sa oras na matapos ang year-end adjustment, makakatanggap ka ng "withholding slip ng iyong kinita" mula sa kumpanya.

Paraan ng pagbayad^② Kalkulahin ito at bayaran ang buwis sa kita. (Sa oras na nag-file ng income tax return) Kung nagtatrabaho ka sa dalawa o higit pang kumpanya at hindi pa nakumpleto ang pagsasaayos ng buwis sa katapusan ng taon, o kung nakatanggap ka ng 200,000 yen o higit pa bilang karagdagan sa iyong sahod, dapat mong ipasa ang mga dokumento sa Tax Office mismo.

Ang prosesong ito ay tinatawag na "kakutei shinkoku" (pag-file ng income tax return).

Ang pag-file ng income tax return ay dapat ipasa sa Wakayama Tax Office sa pagitan ng ika-16 ng Pebrero at ika-15 ng Marso ng taon kasunod ng taon kung kailan ka nagtrabaho.

Pagkatapos, maaari kang magbayad sa isang convenience store, bangko, internet o post office.

Sa oras ng year-end adjustment na ipinasa sa kumpanya at pag-file ng income tax return na ipinasa sa Tax Office, maaari kang makatanggap ng bawas sa buwis.

Yung mga may asawang mababa ang sahod, mga anak lampas 16 taong gulang, matandang ama at ina

Mga taong nagbayad para sa medical insurance, national pension, pensiyon ng mga empleyado, atbp. para sa kanilang sarili o sa kanilang mga pamilya

Isang tao na nagbayad para sa iba't ibang uri ng insurance (life insurance, long-term care insurance, atbp.)

Ang mga nakapagbayad ng 100,000 yen o higit pa sa isang taon hanggang Disyembre 31 dahil sa pagkakasakit, pinsala o panganganak ng sarili o mga kapamilya

Gayundin, ang mga tao mula sa mga bansang may "tax treaty" sa Japan ay maaaring magbayad ng mas kaunting buwis. Mangyaring kumunsulta sa iyong kumpanya.

Reference: Immigration Services Agency Foreign Residents Support Portal Site (Simpleng wikang Hapon) Entry Manual para sa Pag-file ng Income Tax Return para sa mga Dayuhan (Simplified Version) (Ingles, Intsik (Simple/Tradisyonal), Vietnamese, Portuguese)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/foreigner/index.htm>

Dành cho người nước ngoài sống tại Tỉnh Wakayama

★ Thuế

Bất kỳ ai sống, làm việc, mua sắm tại Nhật thì phải trả một khoản thuế cho Thành Phố, Tỉnh và Nước Nhật.

Khi có thắc mắc liên quan đến thuế thì hãy liên hệ đến Cơ quan Thuế của Tỉnh Wakayama, Cơ quan hành chính nơi mình sinh sống (Văn phòng thành phố, Văn phòng khu vực) để được tư vấn.

★Thuế thu nhập cá nhân

Cách thức đóng thuế ① Mỗi tháng, Công ty sẽ đóng thay cho người lao động. (Trường hợp khấu trừ thuế)

Số tiền phải đóng thuế được quy định dựa vào tiền lương của 1 năm được tính từ ngày 1 tháng 1 đến ngày 31 tháng 12.

Hình thức đóng, mỗi tháng Công ty sẽ khấu trừ vào tiền lương một khoản tiền, và khoản tiền này sẽ đóng cho cơ quan thuế (Đây được gọi là khấu trừ từ lương)

Vào tháng 12 sẽ tính xem số tiền thuế phải đóng từ tháng 1 đến tháng 11 quá nhiều hay quá ít. Việc này được gọi là điều chỉnh thuế cuối năm.

Điều chỉnh thuế cuối năm thì sẽ nhận từ Công ty “Phiếu khấu trừ thuế từ lương”.

Cách thức đóng thuế ② Tự bản thân tính toán và đóng cho Cơ quan thuế (Trường hợp kê khai thuế)

Người làm việc từ 2 Công ty trở lên và không thực hiện điều chỉnh thuế cuối năm, ngoài lương thì số tiền khác là trên 20 man trở lên. Những đối tượng này tự nộp hồ sơ cho cơ quan thuế. Cách đóng thuế này được gọi là “Kê khai thuế - Kakutei Shinkoku”.

Hồ sơ khai thuế phải được nộp cho Cơ quan thuế Tỉnh Wakayama trong khoảng từ 16 tháng 2 đến 15 tháng 3 của năm tiếp theo năm đang làm việc.

Và sau đó sẽ nộp thuế thông qua Bưu điện, Ngân hàng, Internet hoặc Cửa hàng tiện lợi.

• Khi điều chỉnh thuế cuối năm/ Khai thuế, khi nộp cho Công ty và Cơ quan thuế thì cũng có thể được đăng ký miễn giảm thuế

- Người mà thành viên trong gia đình, có vợ hoặc chồng lương thấp, con trên 16 tuổi, có cha mẹ già.
- Người phải trả cho bản thân hoặc thành viên trong gia đình những khoản như bảo hiểm y tế, lương hưu quốc gia, lương hưu phúc lợi V.v...
- Người phải trả những loại bảo hiểm khác (Bảo hiểm sinh mệnh, Bảo hiểm điều trị điều dưỡng V.v...)
- Người phải chi trả cho bản thân hoặc thành viên trong gia đình từ 10 man yên trở lên tính đến ngày 31 tháng 12 trong năm những khoản như đau ốm, thương tật hoặc sinh con.
- Thêm nữa, những công dân của các Quốc gia đã ký với Nhật Bản “Hiệp Ước Về Thuế” có thể đóng thuế ít hơn. Trong trường hợp này thì hãy trao đổi cụ thể với Công ty.

Tham khảo: Trang thông tin hỗ trợ đời sống cho người nước ngoài của Cục quản lý xuất nhập cảnh Nhật Bản (Tiếng Nhật dễ hiểu).

Góc hướng dẫn cho người nước ngoài các mẫu khai thuế cuối năm (Mẫu đơn giản) (Tiếng Anh, Tiếng Trung giản lược, Tiếng Việt, Tiếng Bồ Đào Nha)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/foreigner/index.htm>

<p>外国人のための生活相談</p> <p>◇相談日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語・英語 水曜日以外の毎日 10時～16時 ・フィリピン語・中国語 月・木・土曜日 10時～16時 ・ベトナム語 木・日曜日 10時～16時 <p>◇相談場所</p> <p>和歌山県国際交流センター</p> <p>TEL:073-435-5240</p>	<p>Consultation for Foreigners</p> <p>◇Days and Time :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Japanese, English Everyday except Wednesdays 10:00 a.m.~4:00 p.m. ・Filipino, Chinese Mon, Thu, Sat 10:00 a.m.~4:00 p.m. ・Vietnamese Thu, Sun 10:00 a.m.~4:00 p.m. <p>◇Place : Wakayama</p> <p>International Exchange Center</p> <p>TEL:073-435-5240</p>	<p>以外国人为对象的生活咨询</p> <p>◇咨询日・咨询时间:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日语, 英语 每天 (除了周三以外) 10点 ~ 16点 ・菲律宾语, 汉语 周一, 周四, 周六 10点 ~ 16点 ・越南语 周四, 周日 10点 ~ 16点 <p>◇咨询场所: 和歌山县</p> <p>国际交流中心</p> <p>TEL:073-435-5240</p>	<p>Konsultasyon para sa Dayuhan</p> <p>◇Araw at oras:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Hapon, Ingles Araw-araw maliban tuwing Miyerkules 10:00 a.m.~4:00 p.m. ・Pilipino, Intsik Lunes, Huwebes, Sabado 10:00 a.m.~4:00 p.m. ・Vietnamese Huwebes, Linggo 10:00 a.m.~4:00 p.m. <p>◇Lugar : Wakayama</p> <p>International Exchange Center</p> <p>TEL:073-435-5240</p>	<p>Dành cho người nước ngoài</p> <p style="text-align: center;">Tư vấn đời sống</p> <p>◇Thời gian tư vấn:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Tiếng Nhật, Anh Các ngày trong tuần trừ ngày thứ tư (Từ 10:00 am ~ 4:00 pm). ・ Tiếng Philippines, Trung Thứ hai, năm và thứ bảy. (Từ 10:00 am ~ 4:00 pm). ・ Tiếng Việt Thứ năm, chủ nhật. (Từ 10:00 am ~ 4:00 pm). <p>◇ Địa điểm: Trung tâm giao lưu quốc tế Tỉnh Wakayama.</p> <p style="text-align: center;">TEL:073-435-5240</p>
---	---	---	--	---

公益財団法人和歌山県国際交流協会 (共同発行: 和歌山県国際交流センター)

☎ : 073-435-5240 FAX : 073-435-5243

URL : (公財) 和歌山県国際交流協会 <http://wixas.wak-kokusai.jp>

和歌山県国際交流センター [https:// wak-kokusai.jp](https://wak-kokusai.jp)



